

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 2 2 号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成２０年川崎市規則第  
２１号）の一部を次のように改正する。

別表福祉業務等手当の部（４）の項イ中「に勤務する看護師又は」を「、」  
に、「若しくは」を「又は」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。